

～当局政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、個人情報越境移転標準契約規則を公表

国家インターネット情報弁公室は 2023 年 2 月 24 日、『個人情報越境移転標準契約弁法』を公表しました。弁法は標準契約の締結による域外（中国本土以外）への個人情報提供に関するルールや標準契約書の見本などを明記しました。同弁法は安全性評価の申請が不要となる場合に適用するものであり、今年 6 月 1 日より実施するとしています。

■ 直近の重要政策

産業政策

- ✓ 『スマート検査・測定設備産業の発展に向けた行動計画（2023～2025 年）』の公表に関する工業情報化部等 7 部門の通知
（工業情報化部など、2/23）
- ✓ 『上海市の「ゼロ廃棄物都市」建設作業方案』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知
（上海市政府、2/23）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家インターネット情報弁公室、個人情報越境移転標準契約規則を公表

国家インターネット情報弁公室は 23 年 2 月 24 日、『個人情報越境移転標準契約弁法』¹(以下、標準契約規則)を公表しました。これは下表に示す一定の条件を満たす場合、域外の個人情報受取人と個人情報越境移転標準契約(以下、標準契約)を締結する形で域外に個人情報を提供できることを示すもので、標準契約の見本と記載要領も付属資料として掲載されています。

一方、一定の条件を満たさない場合は、『個人情報越境移転安全評価弁法』など²に基づき、国のインターネット当局が行った安全性評価の実施が必要となります。しかし、安全性評価の認可後は、標準契約を参考に、域外の情報受取人と契約書を締結することで、個人情報越境移転が可能になります。

また、標準契約規則には、実施日(23 年 6 月 1 日)から 6 カ月間の猶予期間を設けています。これに加え、標準契約が発効して初めて、個人情報の越境移転が実施できることも明記されています

標準契約規則の主な内容については図表 1 の通りです。

【図表 1】標準契約規則の主な内容

項目	内容
標準契約締結方式の適用条件	<ul style="list-style-type: none">✓ 個人情報取扱者は標準契約を締結する方式で域外に個人情報を提供する場合、以下の条件を満たさなければならない(第 4 条)。<ul style="list-style-type: none">① 重要情報インフラ運営者に該当しない。② 取り扱う個人情報は 100 万人未満。③ 昨年 1 月 1 日から起算し域外に累計提供した個人情報は 10 万人未満。④ 昨年 1 月 1 日から起算し域外に累計提供した機微な個人情報は 1 万人未満。
自己評価の内容など	<ul style="list-style-type: none">✓ 個人情報取扱者は域外に個人情報を提供する前、以下の項目を中心に個人情報保護への影響に関する自己評価を実施しなければならない(第 5 条)。<ul style="list-style-type: none">① 個人情報取扱者及び域外の受取人による個人情報取扱の目的、範囲、方法などの合法性、正当性、必要性。② 越境移転する個人情報の数量、範囲、種類、機微度、個人情報越境移転が個人情報権益に与えかねないリスク。③ 域外の受取人が誓約する義務及びその履行に係る管理及び技術措置、能力などが越境移転される個人情報の安全を保障できるか否か。④ 個人情報越境移転後の改ざん、破壊、漏洩、紛失、不法利用などのリスク、個人による個人情報権益を守るためのルートが円滑であるか否か。⑤ 域外の受取人所在国・地域の個人情報保護政策及び法令規則は標準契約の履行に与える影響。⑥ その他の個人情報越境移転の安全性に影響しかねない事項。✓ 個人情報取扱者は標準契約の発効日から 10 営業日以内に所在地の省レベルのインターネット情報部門に標準契約書と自己評価書を提出し、届け出を実施しなければならない(第 7 条)。

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

http://www.cac.gov.cn/2023-02/24/c_1678884830036813.htm

² 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 617 号と第 626 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0669-XF-0105.pdf>

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0679-XF-0105.pdf>

【図表 1】標準契約規則の主な内容（続き）

項目	変更点
標準契約の更新と自己評価の再実施	<p>✓ 標準契約の有効期間内に、以下の情状が発生する場合、個人情報取扱者は個人情報保護への影響に関する自己評価の再実施、標準契約の更新に加え、相応の届け出手続きをしなければならない（第 8 条）。</p> <p>① 域外に提供した個人情報の目的、範囲、種類、機微度、方法、保存場所若しくは域外の受取人が取り扱う個人情報の使途、方法に変化が起きる、又は個人情報の域外保存期間を延長する。</p> <p>② 域外の受取人所在国・地域の個人情報保護政策及び法令規則の変動など個人情報権益に影響を与えかねない事情が発生する。</p> <p>③ 個人情報権益に影響を与えかねないその他の情状。</p>

（標準契約規則などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

付属資料として掲載されている標準契約の見本は、個人情報取扱者などの定義に加え、個人情報取扱者と域外の受取人の義務、個人情報主体の権利、救済手段、紛争解決方法などに関する約款を掲載しています。この他、個人情報保護への影響に関する自己評価書などは 3 年以上保存することが求められています。個人情報の種類及び機微な個人情報の判断については、国家標準『情報安全技術個人情報安全規範』³などを参考とすることも記載されています。

個人情報取扱者などの定義については、個人情報を取り扱う中、取扱目的と方法を自ら決定し、中国域外に個人情報を提供する個人と組織を指すとしています。また、『個人情報保護法』（21 年 11 月 1 日より実施）⁴の第 38 条は、個人情報取扱者は業務などの目的で中国域外に個人情報を提供する必要がある場合、①安全性評価の認可取得、②専門機関による個人情報保護の認証取得、③標準契約に基づき域外の受取人と契約締結、④法令規則若しくは当局が定めたその他の条件のいずれかを満たさなければならないと明記しました。個人情報は匿名化処理された情報を含みませんが、実務上、外資企業は従業員情報を海外（本社）に移転する場合、安全性評価の実施が不要となるとしても、中国現法と本社の契約締結などが求められる可能性があり、慎重な対応が必要となりますので、具体的な取り扱いにご留意ください。

³ 国家市場監督管理総局・国家標準化管理委員会は 20 年 3 月 6 日、国家標準『情報安全技術個人情報安全規範』を公表し、同年 10 月 1 日より実施するとして。中国語原文は下記の URL より閲覧できます。

⇒ <https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/gb/newGbInfo?hcno=4568F276E0F8346EB0FBA097AA0CE05E>

⁴ 関連内容は『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 567 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。

⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0619-XF-0105.pdf>

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

産業政策

『スマート検査・測定設備産業の発展に向けた行動計画（2023～2025年）』の公表に関する工業情報化部等7部門の通知

（原文：工业和信息化部等七部门关于印发《智能检测装备产业发展行动计划（2023—2025年）》的通知）

工信部聯通裝〔2023〕19号

工業情報化部など2023年2月23日公表

【主要内容】

- 工業情報化部は国家發展改革委員会、財政部、国家市場監督管理総局など6部門と連名でスマート検査・測定設備産業の発展に向けた行動計画を公表した。同計画はスマート検査・測定設備の応用や技術開発の加速を図り、25年までの活動内容と目標を示した。
- 25年まで目標については、①中核部品や専用ソフトウェア、完成品の供給能力を大幅に高め、50種類以上の設備、中核部品及び専用ソフトウェアに関する技術を取得し、一部ハイエンド設備のレベルを国際先進水準に引き上げる、②100件以上の設備応用モデルプロジェクトを推進し、機械や自動車、航空・宇宙、電子、鉄鋼、石油化学、紡織、医薬品の8業界における大規模な応用を進める、③スマート検査・測定設備の「専精特新」中小企業⁵及び「小巨人」企業⁶30社以上を育成することを挙げている。
- 今後の重点活動については、①中核部品及び専用ソフトウェアの研究開発の強化、②汎用・専用スマート検査・測定設備の供給能力の向上、③上記8業界における応用拡大の推進が挙げられる。
- 具体的には、①高性能センサー及び部品、高精度真空ポンプ、解析ソフトウェアなどに関する技術の開発・取得、②非破壊検査装置や各種性能検査装置、検知装置の普及、③電気自動車組立、高度な精密鑄造、精密部品の加工プロセスなどに対する検査・測定のスマート化に取り組む。
- この他、測定設備の性能や部品、測定技術・方法に関する標準の整備と国際標準化の推進、国際連携の強化などにも言及した。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

https://www.miit.gov.cn/zwgk/zcwj/wjfb/tz/art/2023/art_aab49b9365c94f4b89748cded40d3361.html

⁵ ある分野に特化した新興企業。

⁶ 細分化された分野に集中的に取り組む、イノベーション力と市場シェアが高く優れた中小企業。

産業政策

『上海市の「ゼロ廃棄物都市」建設作業方案』の公表に関する上海市政府弁公庁の通知

(原文: 上海市人民政府办公厅关于印发《上海市“无废城市”建设工作方案》的通知)

滬府弁発 [2023] 2号

上海市政府 2023年2月23日公表

【主要内容】

- 上海市政府は生態環境部などが公表した『第14次五カ年計画期間における「ゼロ廃棄物都市」の建設作業方案』の方針に基づき、固体廃棄物による都市への影響を最小に抑えるための活動方案を打ち出し、「ゼロ廃棄物都市」の構築に向けた上海市の25年までの活動計画と目標などを示した。
- 「25年までに生活ごみと汚泥の埋立て処分ゼロ、30年までに埋立て固体廃棄物のゼロレベル化を達成すること」を主要目標に掲げている。
- 25年までに生活ごみのリサイクル率が45%以上、生活ごみの焼却処理能力が2万8,000トン/日、生ごみの処理能力が1万1,000トン/日に達する。
- 25年までに産業廃棄物の処分量伸び率がゼロとなり、総合利用率が95%以上に達する。建設廃棄物の利用率が93%前後、農作物残茎の利用率が98%前後に達する。家畜排せつ物の資源化が十分に進んでいる。
- 汚泥処理施設を増設し、処理能力を約10万5,000トン/年を増やす。
- 23年末までにスクラップ使用率を15%以上に引き上げることを目指す。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.shanghai.gov.cn/nw12344/20230223/ae3df673c4bb475391ab13c08c0b7b15.html>

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 張巍

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

E-mail : uei.zhang@mizuho-cb.com

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性或いは完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。